


安八町告示第29号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年1月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月5日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

平成31年1月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、ETC利用料（12/15締切分）27,840円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
ETC利用料（12/15締切分）
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
3. 平成30年9月18日付 安総第661号
安八町職員措置請求監査結果通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年1月25日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、ETC利用料(12/15締切分)27,840円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年2月3日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年2月10日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、平成31年2月5日、平成31年3月1日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総合体育館、総務課、学校教育課、産業振興課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 総合体育館

平成29年11月4日 大垣IC～彦根IC（往路）820円

平成29年11月4日 長浜IC～大垣IC（復路）850円

- ① 平成29年11月4日（土）、午前8時30分から、「第7回親子空中アスレチック教室（以下「アスレチック教室」という。）」が、ひこねスカイアドベンチャー（滋賀県彦根市）で開催された。
- ② ひこねスカイアドベンチャーへの移動手段（往復）は、参加者と安八町スポーツ推進委員らが乗車した大型バスと、参加者の負傷等、緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、総合体育館の職員が別に乗車した公用車（普通車）の2台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した車両は、②中、公用車（普通車）に係るものであった。
- ④ アスレチック教室は、「体を動かす楽しさとバランス感覚を養い、親子のふれあい、絆、達成感を肌で感じる。」との目的で開催されており、平成29年度で第7回目であった。
- ⑤ アスレチック教室は、「平成29年度保存版 生涯学習ガイドブック（安八町教育委員会／平成29年4月1日発行）」でも広く町民の皆さんに紹介されている、生涯学習の一環である「短期スポーツ講座」のひとつであった。

(2) 総務課

平成29年11月7日 桑名東IC～津IC（往路）1,580円

平成29年11月7日 津IC～桑名東IC（復路）1,580円

- ① 平成29年11月7日（火）、午後2時00分から、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会（前期講習会）（以下「講習会」という。）」が、アスト津（三重県津市）で開催された。
- ② アスト津への移動手段（往復）は、講習会に参加した総務課職員（以下「職員」という。）が乗車した公用車（普通車）1台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、職員は講習会当日の午前、安八町役場にて担当業務に従事しており、正午頃、講習会に出発したためであった。
- ④ 講習会では、「気象情報の避難行動への活用について」、「水害リスクに関する最近の動向について」等の情報提供を関係者から受け、また、国土交通省の

職員からは「避難確保計画の作成方法」を学んだ。

- ⑤ 要配慮者利用施設が存在する安八町において「避難確保計画の作成」は急務とされており、そのためにも④は非常に重要なものであった。

(3) 学校教育課

平成29年11月9日 岐阜羽島IC～飛騨清見IC (往路) 3,330円

平成29年11月10日 飛騨清見IC～岐阜羽島IC (復路) 3,330円

- ① 平成29年11月9日(木)、飛騨市古川町内にて「安八町教育委員会視察研修(以下「町研修会」という。)」が開催された。
- ② ①の翌日、平成29年11月10日(金)、飛騨市古川町文化交流センターにて「県市町村教育委員会連合会研究総会(以下「研究総会」という。)」が開催された。
- ③ ①は、教育委員として必要な知識習得を目的として、例年テーマを決め1月、または2月に開催されている。
平成29年度は、研究総会が飛騨市古川町文化交流センターで開催されることから、町研修会においても効率かつ効果的な研修とするため研究総会と併せて開催された。
- ④ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、③のとおりであり、①及び②の開催地への往復の移動手段として高速道路を利用したためである。
- ⑤ 町研修会及び研究総会は、教育環境の充実と児童及び生徒らのことを第一に考えた教育現場を目指す安八町において、非常に有意義なものであったことから、安八町の教育関係者らが参加した。

(4) 総務課

平成29年11月20日 岐阜羽島IC～美濃IC (往路) 1,250円

平成29年11月20日 美濃IC～岐阜羽島IC (復路) 1,250円

- ① 平成29年11月20日(月)、午後1時30分から、「景観シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)」が、美濃市文化会館ホール(岐阜県美濃市)で開催された。
- ② 美濃市文化会館ホールへの移動手段(往復)は、シンポジウムに参加した総務課職員(以下「職員」という。)が乗車した公用車(普通車)1台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、職員はシンポジウム当日の午前、安八町役場にて担当業務に従事しており、正午頃、シンポジウムに出発したためであった。
- ④ シンポジウムでは、講師から「これからの社会と風景デザイン」との内容で基調講演、国土交通省職員から「国の景観施策について」との内容で施策紹介、その後、岐阜県景観審議会をはじめ自治体の都市計画や景観施策に係る審議会・委員会委員を務めた経験がある者らによる、「地域らしさを創り出すため

に」を題材としたパネルディスカッションが行われた。

- ⑤ 安八スマートインターチェンジの供用開始を目前に控えた安八町にとって、「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を推進していくためには、企業誘致とともに景観施策も重要な課題のひとつであることから、職員が参加した。

(5) 総務課

平成29年11月24日 岐阜羽島IC～明道町出口(往路) 1,640円

平成29年11月24日 名駅入口～岐阜羽島IC(復路) 1,640円

- ① 平成29年11月24日(金)、午後1時00分から、「地方自治体に求められるこれからの庁舎・窓口づくりセミナー2017(以下「セミナー」という。)」が、名古屋ビルディング(愛知県名古屋市)で開催された。
- ② 名古屋ビルディングへの移動手段(往復)は、セミナーに参加した総務課職員(以下「職員」という。)が乗車した公用車(普通車)1台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、職員はセミナー当日の午前、安八町役場にて担当業務に従事しており、正午頃、セミナーに出発したためであった。
- ④ セミナーでは、講師らから「東日本大震災から新庁舎建設～最大のピンチを最大のチャンスに～」、「市民に親しまれ、次世代へと引き継がれる「秋田らしい庁舎」の建設」、「FM×生産性向上・健康増進」、「“わかりにくい庁舎”の原因はここだった!～庁舎サインのポイント～」との内容で講演を受けた。
- ⑤ 来庁者の目線に立つ行政サービスを目指す安八町にとって、「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を推進していくためには、更に質の高い行政サービスが求められることから、職員が参加した。

(6) 産業振興課

平成29年11月11日 岐阜羽島IC～新富士IC(往路) 3,830円

平成29年11月12日 新富士IC～大垣IC(復路) 3,920円

- ① 平成29年11月11日(土)(以下「1日目」という。)から12日(日)(以下「2日目」という。)までの間、「第27回織田信長サミット(以下「サミット」という。)」が、富士宮市市民文化会館(静岡県富士宮市)で開催された。
- ② サミットへの参加は、サミット加盟の経緯や役割等を考慮した町長の命令によるものであって、サミット会場である富士宮市市民文化会館への移動手段(往復)は、サミットに参加した産業振興課職員(以下「職員」という。)が乗車した公用車(普通車)1台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、職員はサミット前日まで安八町役場にて担当業務に従事しており、サミットに出発したのは1日目の朝で

あったためである。

ちなみに、サミットの集合については、「1日目の午後1時00分までに富士山本宮浅間大社参集所（静岡県富士宮市）」と指定されていた。

- ④ 1日目のサミットでは、開催地（静岡県富士宮市）の伝統文化を取り入れた「出迎えの舞」をはじめ、価値ある歴史遺産を後世に伝え、さらに関係市町村が限りなく住みよい地域社会の実現を目指し前進することを宣言した「サミット宣言」、サミット加盟10市町の紹介、織田信長公に精通している者らによるサミット記念講演会が行われた。
- ⑤ 2日目のサミットでは、「第18回信長黄葉まつり」に招待された。
- ⑥ 1日目と2日目を通して、職員は、サミット参加市町の担当者らと地方分権時代を迎え個性的なまちづくりを行うための情報交換や観光物産交流の推進を図るための意見交換を積極的に行った。
- ⑦ 今後の安八町において、歴史、文化、観光、産業の振興をより強力に推進するためには、サミット加盟市町との交流を深めることも重要であることから、職員は町長の命令により参加した。

(7) 総務課

平成29年11月27日 岐阜羽島IC～鳥見町出口（往路）

平成29年11月27日 勝川IC～岐阜羽島IC（復路） 計2,820円

- ① 平成29年11月27日（月）、河川財団名古屋事務所（愛知県名古屋市守山区）を訪問（以下「訪問」という。）し、その後、庄内川・幸心河川健康公園（愛知県名古屋市守山区）を視察（以下「視察」という。）した。
- ② 河川財団名古屋事務所及び庄内川・幸心河川健康公園への移動手段（往復）は、町長、副町長、総務課長、企画調整課長の計4名（以下「職員等」という。）が乗車した公用車（普通車）1台であった。
- ③ 本件請求にいうETCカードを利用した理由は、午前9時30分に訪問する予定であったことと、併せて、午後からも職員等はそれぞれの公務が予定されていたことから、訪問及び視察は時間的に非常に限られた時間内での予定であったためであった。
- ④ 訪問及び視察は、河川敷の有効的な活用例を学ぶ目的で、町長の命令により実施した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

3 安八町高速道路等の利用に関する取扱要領

職員等が公用車により高速自動車国道及び有料道路(以下「高速道路等」という。)を利用して出張する場合における高速道路等の利用に関し必要な事項が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書に添付された平成29年度証拠書類貼付台紙には、DCコーポレートカードご利用代金請求書及びDCコーポレートカードご利用代金集計表のみが添付されているだけであり、誰がどんな目的のためにどの公用車にて高速道路を使用したのか不明であり、公金の支出の証拠書類である高速道路使用の内容における記載が乏しく、疑義が持たれるものであるといわざるをえない。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、ETC利用料(12/15締切分)の支出の証拠書類では目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものであり、また、ETC利用料(12/15締切分)が公務であったとしても一般会計へ返金され、平成29年度の支出命令の取り消しがなされなければならないものである。」と主張している。

ちなみに、請求人が前段で主張している理由の根拠は、住民監査請求追加証拠書類の提出について(平成31年2月10日受付第3714号)であると考える。

本件監査では、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(1)~(7)の各出張に際して、ETCカードを利用して高速道路を通行する必要があったのか否かについて検討することとした。

はじめに、各出張の公務性だが、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(1)~(7)での説明のとおり、各出張も目的が明確に示されていることから、各出張は公務であったといえる。

次に、各出張に際して、ETCカードを利用して高速道路を通行する必要性と唯一性についてだが、これも公務性の判断と同様に、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(1)~(7)での説明のとおり、出張先の場所や出張前の職員の勤務状況、出張先への移動に要する時間的制約が明確に示されていることから、ETCカードを利用して高速道路を通行する必要性と唯一性はあったといえる。

以上のことから、本件請求にいうETCカードの利用に係る公金の支出について

は、第6 判断に当たっての関係法令等について、1、2の規定を逸脱することなく、同/3の規定に基づき適正に利用されたものの支払いであることから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、公金の支出の証拠書類である高速道路使用の内容における記載が乏しいことを理由に、本件請求にいうETCカード利用に係る公金の支出が「違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実認定することに差し支えないものと判断した。

よって請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。